株式会社　梶川建設　一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境を整備することによって、すべての従業員がその能力を十分発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

１．　計画期間　令和６年４月１日～令和１１年３月３１日　までの５年間

２．　内　容

目標１：子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進、また、有給休暇・半日休暇の取得を増やし、子供の学校行事への参加等に男性も積極的に参加できるようにする。

（対策）

・令和６年４月～令和１１年３月
　毎年、前年度の年次有給休暇の取得率を把握する。

・令和６年７月～令和１１年３月
　年に１、２回、朝礼、全体会議などで全社員に取り組みの趣旨を周知し、理解を図り、取得しやすい雰囲気づくりを作る。

・令和７年４月～令和１１年３月
　育児休暇等、実際に取得した方の話を聞き、問題点などあれば改善するように考案する。

・令和８年４月～令和１１年３月
　子供の行事への参加をしやすい（出張等の業務をできるだけ減らす等）の環境づくりを計画する。

目標２：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の充実（第１回に引き続き継続する）

（対策）

・令和６年４月～令和１１年３月
　学校訪問・求人会場などで仕事内容の説明・パンフレットなどを配布する。

・令和６年１０月～令和１１年３月
　建設業に興味がある方など希望者に対して、会社や・実際の現場等の案内及び説明をし、現場の雰囲気・仕事内容の理解に努める。

・平成７年４月～令和１１年３月
　就労希望者に対して、就労体験の機会を提供する。

・平成７月１０月～令和１１年３月
　トライアル雇用の制度を活用し、人材確保に努める。

目標３： 育児休業を取得しやすく、子供を育てる環境の充実。

（対策）

・令和６年４月～令和１１年３月

育児休業中における待遇及び労働条件に関する事項について周知する。

また、育児中の短縮勤務時間制度、又は、フレックスタイム制及び始業・終業時刻の繰り上げ、繰り下げの制度について周知する。

・令和７年４月～

子供の学校行事等の頻度・ある程度の時期を集計等により把握する。

・令和８年４月～

仕事の閑散期・出張日程・作業員の人数などを集計し調整などして、休暇を取得しやすい環境づくりをする。

・令和９年４月～

実際の取得日数・休暇の取りやすさ等をアンケートし、今後の改善をする。

・令和１０年４月～令和１１年３月

さらなる周知を徹底し、社内全体で休暇をとりやすい環境づくりをする。